

ちばぎんA T M外貨預金振替サービス規定

1. ちばぎんA T M外貨預金振替サービスの内容について

- (1) 「ちばぎんA T M外貨預金振替サービス」(以下「A T M外貨振替サービス」といいます)は、外貨普通預金規定・米ドル建バースデー外貨預金規定・スーパー外貨定期預金規定の定めにかかわらず、当行の現金自動預入・引出機(以下「A T M」といいます)で、普通預金について発行されたキャッシュカード(以下「カード」といいます)およびスーパー外貨通帳または外貨普通預金通帳(以下あわせて「外貨預金通帳」といいます)を使用して、次の場合に利用することができるサービスです。

①外貨普通お預入れ

円普通預金口座(カードの利用対象たる普通預金口座、以下「円預金口座」といいます)からご指定金額を払戻し、同時にそれに相当する代り金外貨額を、外貨普通預金口座または米ドル建バースデー外貨預金口座(以下「外貨普通預金口座等」といいます)へ振替入金する場合。

②外貨普通お引出し

外貨普通預金口座等からご指定金額を払戻し、同時にそれに相当する代り金円貨額を円預金口座へ振替入金する場合。

③外貨定期お預入れ

円預金口座からご指定金額を払戻し、同時にそれに相当する代り金外貨額を、スーパー外貨定期預金口座(以下「外貨定期預金口座」といいます)へ振替入金する場合、または外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、同一のスーパー外貨通帳内の外貨定期預金口座へ振替入金する場合。

④外貨定期満期日解約

ご指定のスーパー外貨定期預金を満期日に解約し、元金と利息(源泉分離課税後)の合計額を円貨に換算のうえ、円預金口座へ振替入金する場合、またはご指定のスーパー外貨定期預金を満期日に解約し、元金と利息(源泉分離課税後)の合計額を同一のスーパー外貨通帳内の外貨普通預金口座へ振替入金する場合。

⑤外貨定期解約予約

ご指定のスーパー外貨定期預金を、自動継続扱いから自動解約入金扱いに変更する場合。

- (2) A T M外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人とします。

- (3) A T M外貨振替サービスの対象となる外貨預金口座は当行所定の預金種類・通貨の口座とし、振替を行う円預金口座と外貨預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定し、振替を行う外貨普通預金口座と外貨定期預金口座は、同一のスーパー外貨通帳内の口座に限定します。

2. お取扱のできるカード

- (1) A T M外貨振替サービスを利用できるカードは、普通預金について発行されたキャッシュカードとします。

- (2) 代理人カードではお取扱できません。

3. 暗証の届出

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨普通お預入れ、外貨普通お引出し、外貨定期お預入れ、外貨定期満期日解約、および外貨定期解約予約をするときに使用する暗証は、カードの暗証と同一番号を使用します。
- (2) その他の暗証の届出・照合および偽造・盗難カード等に関する事項は、「ちばぎんキャッシュカード規定」により取り扱います。

4. A T Mによる外貨普通お預入れ

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨普通お預入れをするときは、A T Mの画面に表示される操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードおよび外貨預金通帳を挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、払戻請求書および外貨普通預金口座等の入金票の提出は必要ありません。円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。
- (2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨普通お預入れの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理いたします。なお、外貨普通預金お預入れの訂正・取消はできません。
- (3) A T Mによる外貨普通お預入れは、円指定の場合は1円以上、1円単位、外貨指定の場合は1通貨単位以上、1通貨単位で指定できるものとし、1回あたりおよび1日あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲とします。ただし、代り金の計算(円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出)は、取引時にA T Mの画面に表示される外国為替相場にもとづき、当行所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額より少なくなる場合があります。

5. A T Mによる外貨普通お支払い

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨普通お支払いをするときは、A T Mの画面に表示される操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードおよび外貨預金通帳を挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、入金票および外貨普通預金口座等の払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨普通お支払いの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお支払い処理いたします。なお、外貨普通お支払いの訂正・取消はできません。
- (3) A T Mによる外貨普通お支払いは、円指定の場合は1円以上、1円単位、外貨指定の場合は1通貨単位以上、1通貨単位で指定できるものとし、1回あたりおよび1日あたりのお支払い金額は当行の定める金額の範囲とします。ただし、代り金の計算(円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出)は、取引時にA T Mの画面に表示される外国為替相場にもとづき、当行所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額より少なくなる場合があります。

6. A T Mによる外貨定期お預入れ

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨定期お預入れをするときは、A T Mの画面に表示される操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードおよびスーパー外貨通帳を挿入し、届出の暗証とご指定金額およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、円預金口座または外貨普通預金口座の払戻請求書、および外貨定期預金の入金票の提出は必要ありません。円預金口座または外貨普通預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。
- (2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨定期のお預入れの内容等をご確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理いたします。なお、外貨定期お預入れの訂正・取消はできません。

- (3) A T Mによる外貨定期お預入れは、円指定の場合は 100 通貨単位相当額以上、1 円単位、外貨指定の場合は 100 通貨単位以上、1 通貨単位で指定できるものとし、1 回あたりおよび 1 日あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲内とします。ただし、代り金の計算（円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出）は、取引時に A T Mの画面に表示される外国為替相場にもとづき、当行所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額より少なくなる場合があります。

7. A T Mによる外貨定期満期日解約

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨定期満期日解約をするときは、A T Mの画面に表示される操作手順に従って、A T Mにカードおよびスーパー外貨通帳を挿入し、届出の暗証とご解約する外貨定期預金の明細番号およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、外貨定期預金の払戻請求書、および円預金口座または外貨普通預金口座の入金票の提出は必要ありません。円預金口座または外貨普通預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。
- (2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨定期ご解約の内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でご解約処理いたします。なお、外貨定期ご解約の訂正・取消はできません。
- (3) A T Mにより満期日解約できる外貨定期預金の 1 口あたりおよび 1 日あたりの金額は、当行の定める金額の範囲内とします。

8. A T Mによる外貨定期解約予約

- (1) A T M外貨振替サービスにより外貨定期解約予約をするときは、A T Mの画面に表示される操作手順に従って、A T Mにカードおよびスーパー外貨通帳を挿入し、届出の暗証と解約予約する外貨定期預金の明細番号およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、外貨定期預金取扱方法変更依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨定期解約予約の内容等をご確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、画面表示の内容で解約予約処理いたします。なお、外貨定期解約予約の訂正・取消はできません。
- (3) A T Mにより解約予約できる外貨定期預金の 1 口あたりおよび 1 日あたりの金額は、当行の定める金額の範囲内とします。

9. ご利用のできない場合

次の場合には、A T M外貨振替サービスをご利用いただくことができませんのであらかじめご承知おきください。

- (1) 外貨預金通帳もしくはカードの紛失または盗難のお届けが提出されている場合
- (2) 相続の開始または破産、民事再生手続開始の申立等があった場合
- (3) お取引の対象となる外貨預金の全部または一部に差押え（仮差押え）がなされた場合
- (4) 当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (5) 外貨定期お預け入れ、外貨定期解約予約については、あらかじめ契約締結前交付書面を交付できない場合。
- (6) 前各号のほか、A T Mでお取扱ができない事由が生じた場合。

10. A T Mの故障時等の取扱

- (1) 停電・故障等により A T Mが停止しその取扱いができない場合には、A T M外貨振替サービスはご利用できません。
- (2) 外国為替相場の変動により、当行が A T Mでの外国為替相場の表示を停止した場合は、A T M外貨振替サービスはご利用できません。
- (3) 前記(1)または(2)により生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 届出事項の変更

円預金口座、外貨預金口座等の届出事項に変更があるときは、当行所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. ご本人の確認

外貨預金通帳およびカードが当行 A T Mに挿入され、暗証番号が一致した場合には、ご本人によるお申出があったものとしてお取扱いをいたします。

13. A T Mの操作等

A T Mの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

14. お取扱いできる A T M

お取扱いできる A T Mは当行本支店の A T Mに限り、その機種は当行所定の機種とします。

15. A T M外貨振替サービスの停止

- (1) このお取扱いは、円預金口座または外貨預金口座を解約する場合には、同時に停止するものといたします。
- (2) 当行が相当の理由があるととめた場合には、当行はいつでもお取扱いを停止することができるものとします。

16. 利用日・利用時間・利用外貨預金種別

A T M外貨振替サービスの利用日・利用時間・利用外貨預金種別については、当行の定めによります。

17. 為替リスク

外貨預金は、為替相場の変動により円貨でのお受取額が変動する預金です。外貨預金から払出する際に適用される為替相場が、預入れの際に適用された為替相場と比べて円高の場合には、為替差損が発生します。また為替相場の変動がなくても、預入時と払出時に適用される為替相場には差がありますので、円貨で元本割れが発生することがあります。

18. 規定の適用について

この規定に定めない事項については、ちばぎんキャッシュカード規定、外貨普通預金規定、米ドル建バースデー外貨預金規定、スーパー外貨定期預金規定、普通預金規定、総合口座取引規定によりお取扱いをいたします。

19. 規定の変更について

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(2019 年 9 月改正)

株式会社 千葉銀行